

日本脳炎の特例措置対象者について

※計4回の接種が必要です。特例措置対象者となる人は、接種の方法が異なります。詳しくは、すこやか生活課（TEL：598-5711）まで

■次の人は【特例措置対象者】となり、接種方法が異なります。

【特例措置対象者】

平成17年度～平成21年度までの積極的な勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃してしまった人です。接種機会が設けられています。

特例措置対象者	平成23年5月20日時点の接種歴	その後の接種方法
平成19年4月1日以前生で 20歳になる1日前までの人	全く接種していない	1回目と2回目：6日以上の間隔をあけて接種（望ましいのは、6日～28日の間隔） 3回目：2回目から6か月以上あけて接種（望ましいのは、おおむね1年後） 4回目：9歳以上で3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち1回のみ接種済	2回目と3回目：6日以上の間隔をあけて接種 4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち2回接種済	3回目：2回目から6日以上の間隔をあけて接種 4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち3回接種済	4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種

成人風しん予防接種の助成について



問い合わせ先・申請場所
すこやか生活課（TEL598-5711）

妊娠初期の女性が風しんに感染すると先天性風しん症候群（胎児が白内障・先天性心疾患・難聴等）になる可能性があります。先天性風しん症候群予防のため、風しんの予防接種費用の助成をします。

■対象者（申請日時点で、守山市に住民登録があり、次の①②すべてにあてはまる人）

- ① 妊娠を希望する女性または、風しん抗体価が低い妊婦の同居の人
- ② 令和5年度以降の「滋賀県風しん抗体検査」または「妊婦健康診査での風しん抗体検査」のいずれかを受けて、抗体価が「HI法16倍以下」または「EIA法8.0未満」の人

■助成対象となる予防接種（ただし、令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）までに接種されたものに限る。）

風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）

■助成額 予防接種の費用の7割（上限7,000円）

■その他、申請方法など詳しくは、右記のホームページをご覧ください。



（守山市成人風しん予防接種助成
ホームページ）



（助成申請電子フォーム）



（滋賀県風しん抗体検査
ホームページ）

※本表は、令和7年2月1日現在で作成しています。今後内容等に変更が生じることがあります。